

令和4年10月13日

## 「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」事業における 指定金融機関の採択について

大分県信用組合は、経済産業省の令和4年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」事業の指定金融機関として採択されましたので、お知らせいたします。

本事業は、省エネルギー設備の新設・増設などを実施する際の融資に対し、最長10年間、利息の一部を補給するものです。

### 記

#### 「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」事業の概要

名称	省エネルギー設備投資に係る利子補給金
対象要件	次のいずれかの要件を満たす事業。 ①エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業 ②省エネルギー設備を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業 ③データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業
ご融資金額	利子補給対象事業の1事業あたりの融資上限額は100億円
ご融資期間	導入設備の法定耐用年数以内
利子補給率	最大1.0%
利子補給期間	最長10年
所管省庁	経済産業省
補助事業者	一般社団法人環境共創イニシアチブ
その他	・利子補給は毎年の予算措置が前提となります。予算措置の減額、停止等により、利子補給が減額、停止される場合があります。 ・ご利用に関しては当組合所定の審査があり、審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。

以上